



民間公益活動の活性化に向けた これからの公益信託

公益法人等制度改革に関する対話フォーラム

一般社団法人信託協会 一般委員長
みずほ信託銀行株式会社 常務取締役

田中 文明

I N D E X

- 1 公益信託とは
- 2 公益法人制度との比較
- 3 公益信託の実績
- 4 制度改革とこれからの公益信託
- 5 これからの公益信託の可能性
- 6 公益信託のガバナンス

1. 公益信託とは

公益信託は、**委託者の想いを**、**受託者による厳格な管理のもと**、**広く社会のために伝えていく制度**です

信託とは

財産の管理・処分を任せたい人（委託者）が、信頼できる人（受託者）に対して財産を移転し、受託者は委託者の定めた信託目的に沿って、受益者のためにその財産の管理・処分を行う制度

受託者の義務

○善管注意義務

受託者は善良な管理者の注意をもって信託事務の処理をしなければならない

○忠実義務

受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければならない

○分別管理義務

受託者は信託財産とその他の財産とを分別して管理しなければならない

公益信託とは

委託者の**大切な財産**を受託者に移転し

委託者の想いをのせた**公益目的**に沿って

広く社会のために





受託者が**管理・処分する制度**





POINT

広く社会のために貢献したい“**思い**”を安心して託せる仕組みです

2. 公益法人制度との比較

公益信託は軽量・軽装備の運営で
公益活動を行っています

| 公益法人 | |
|---|-----------|
|  | 法人登記により設立 |
|  | 事務所を設置 |
|  | 多様な活動 |
|  | 財団が管理 |

| これまでの | 公益信託 |
|---|-----------|
|  | 信託契約により成立 |
|  | 事務所は不要 |
|  | 助成活動のみ |
|  | 受託者が管理 |

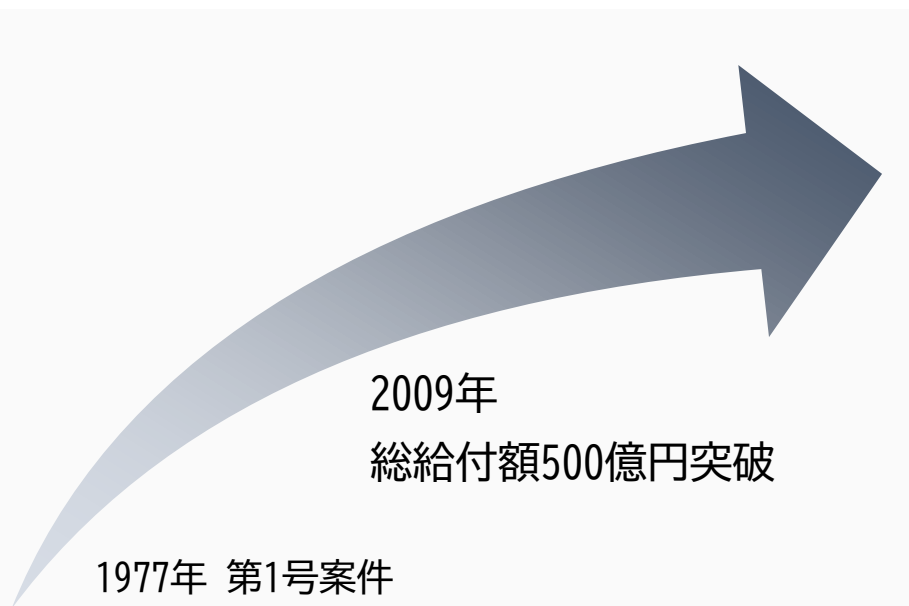
POINT

信託契約で委託者の財産を受託者に移転させることで、公益法人と比較して簡便に基金を立ち上げられます。また受託者が管理することにより、委託者にとって負担の少ないかたちで公益活動を行うことができます。助成活動をメインとしてシンプルな公益活動を行っています

3. 公益信託の実績

これまで公益信託は奨学金の支給等を中心に
社会貢献をしてきました

公益信託の総給付額推移



(出所)
信託協会「公益信託の受託状況（令和5年3月末現在）」をもとにみずほ信託銀行にて加工

公益信託の実績

2023年3月末

総助成先数 **23.5** 万件

総給付額 **996** 億円

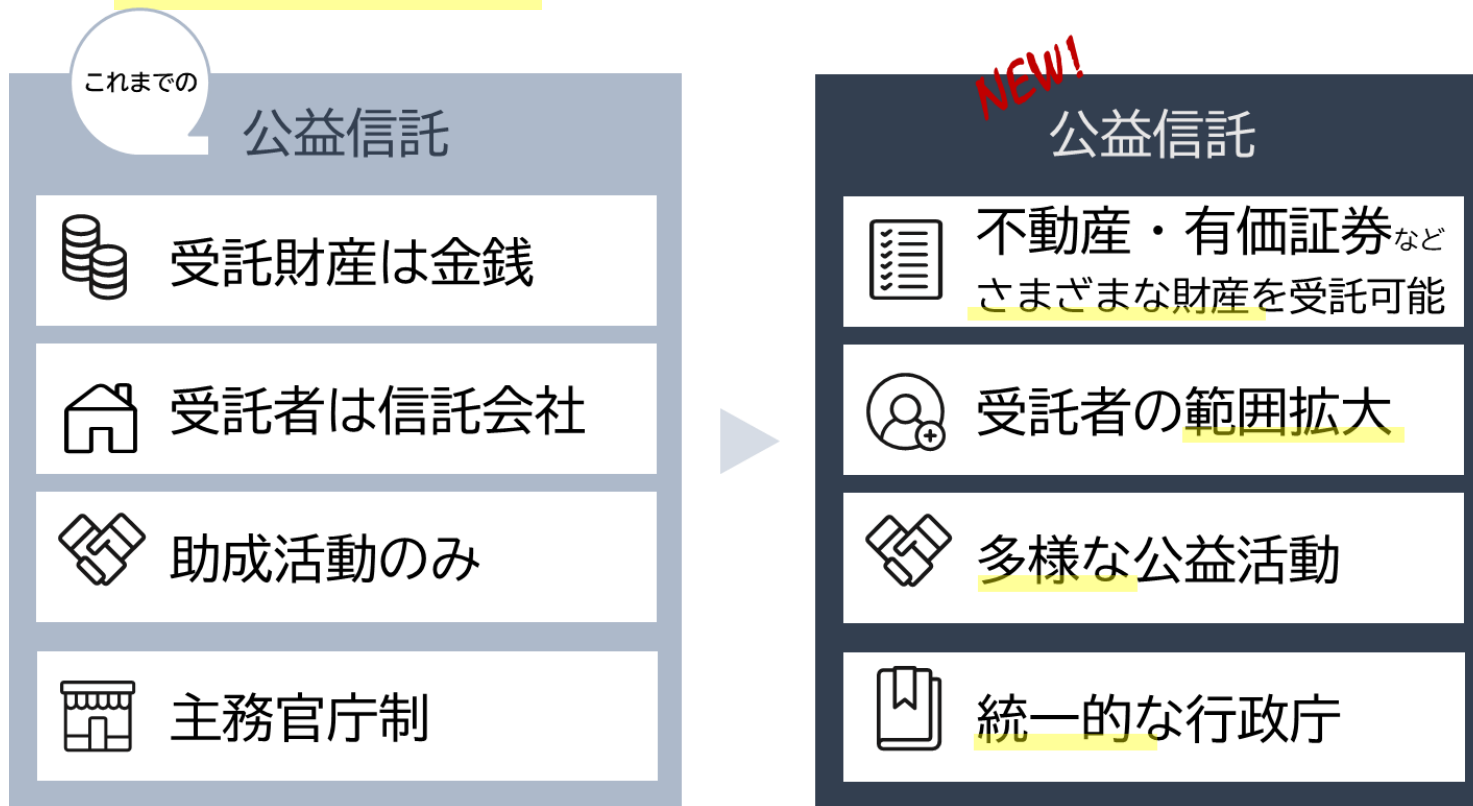
POINT

約1,000億円の給付実績、現在受託残高は約500億円を有しております。

今後、制度改革により公益信託の給付金額が増加していくことが期待されます

4. 制度改革とこれからの公益信託

『新しい資本主義』の実現に向けた公益制度改革で
より身近な制度に変わることが期待されます



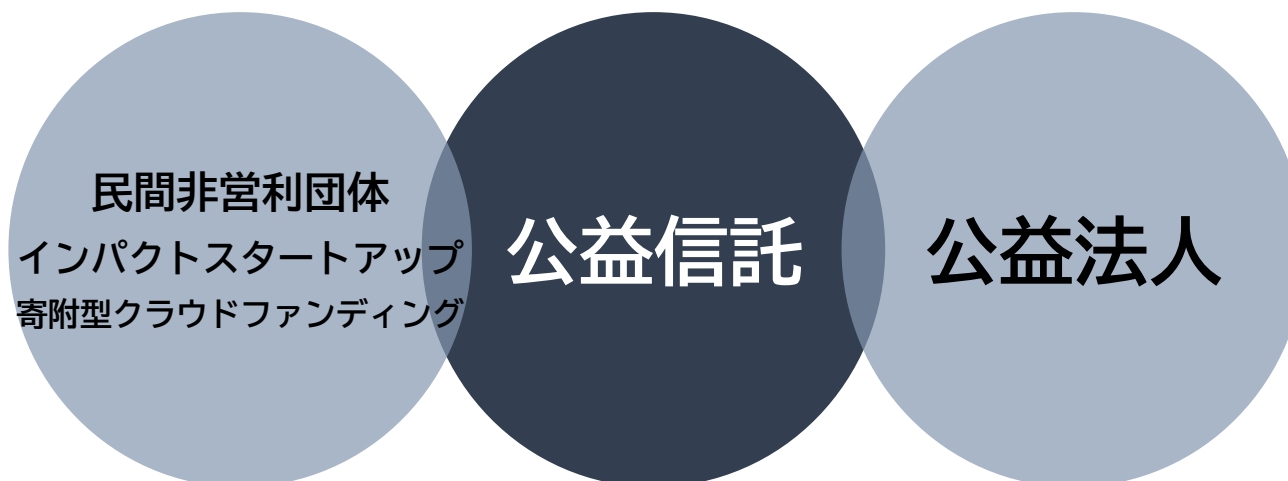
(出所)
公益信託法の見直しに関する要綱案(平成30年12月18日)
新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 最終報告(令和5年6月2日)

POINT

これまでの公益信託はさまざまな制約がありました。これからの公益信託は、受託財産・受託者の範囲拡大、また多様な公益活動ができるようになることで、民間による公益活動の選択肢が多様化することが期待されます

5. これからの公益信託の可能性

新しい公益信託には、**社会貢献のツールとして大きな可能性**があります
民間公益活動を担う多様なプレイヤーと連携することでその可能性が広がります



不動産・有価証券など
さまざまな財産を受託可能

例えば…

- ✓ 賃貸マンションを受託財産に、ひとり親世帯へ低賃料の住居を提供
- ✓ 有価証券を受託し、安定的な受取配当金を財源とした助成活動



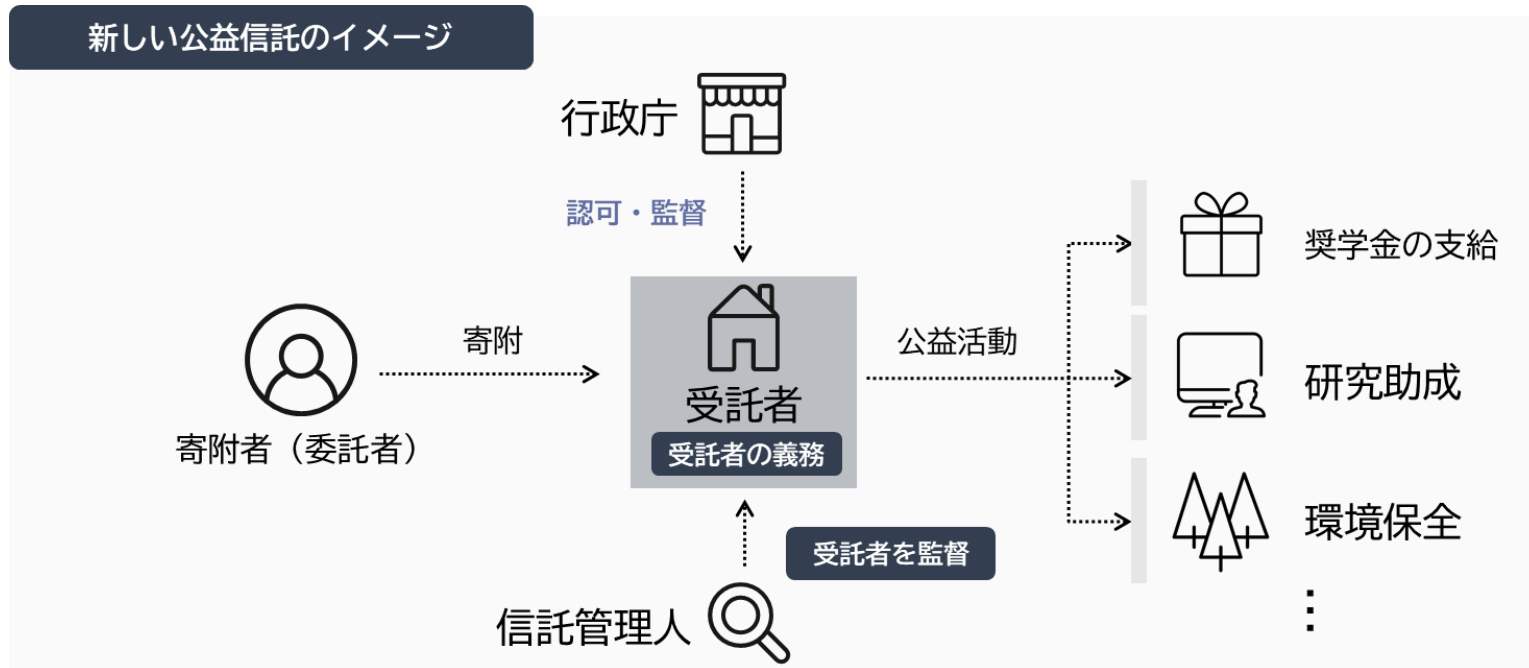
受託者の**範囲拡大**  **多様な公益活動**

例えば…

- ✓ 美術品の管理・展示
- ✓ 森林・古民家等の保全
- ✓ 難病支援など社会的インパクトのある活動へ助成

6. 公益信託のガバナンス

受託者には、信託事務を行うにあたり義務が課されています
公益信託では、受託者および信託管理人によって、**厳格な財産管理と信託事務が行われます**



POINT

受託者の義務

- 善管注意義務（信託法第29条）
受託者は善良な管理者の注意をもって信託事務を処理
- 忠実義務（信託法第30条）※
受託者は受益者のため忠実に信託事務を処理
- 分別管理義務（信託法第34条）
受託者は信託財産とその他の財産とを分別して管理

POINT

信託管理人

信託管理人は将来の受給者等の利益を守るため、信託目的に沿った信託財産の管理・処分がなされているかなど、受託者が適切に職務執行をしているかを監督します

(※) 公益信託においては、次の読み替えがあります「受益者」→「信託の目的の達成」